

○白石市会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年白石市規則第8号）第15条の2第1項及び第19条の2第1項の規定に基づき、白石市で任用する会計年度任用職員（フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。）及びパートタイム会計年度任用職員（同項第1号に掲げる職員をいう。）をいう。以下同じ。）の勤勉手当の成績率に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会計年度任用職員の勤勉手当の成績率)

第2条 会計年度任用職員の勤勉手当の成績率については、白石市職員の給与に関する規則（昭和43年白石市規則第1号）第41条第1項から第3項までの規定を準用する。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。